

提供日 2022/12/27
タイトル 学校法人南陵学園に対する措置命令について
担当 スポーツ・文化観光部 総合教育局私学振興課
連絡先 私学振興課
TEL 054-221-3528



学校法人南陵学園に対し私立学校法の 規定に基づき措置命令を发出

静岡県は、学校法人南陵学園に対して、私立学校法第60条第1項の規定に基づき、令和4年12月27日付けで、以下のとおり、措置命令を发出しました。

1 措置命令の対象者

対象者名：学校法人南陵学園
所在地：静岡県菊川市河東5442番地の5

2 措置命令の原因となる事実の概略

令和4年7月8日付け総教私第311号により、措置を講じることを命令した内容に対して、以下の事実が認められる。

(1) 資産

- ・教育活動に支障が生じない法人運営を行うため、理事長が評議員会にあらかじめ意見を聴いた上で、理事会で決定した経営改善計画を県へ提出することを命じたが、提出された経営改善計画は、理事長が評議員会に意見を聴いておらず、理事会での決定もされていない。
- ・県へ提出する経営改善計画は、学校経営の資金収支を月次で進捗管理できる具体的なものとし、特に、日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)掛金及び公租公課の滞納解消に向けた工程を示すことを命じたが、経営改善計画の基礎となる固定負債・流動負債や流動資産の総額が根拠をもって示されていないなど、学校経営の資金収支を月次で進捗管理できる具体的なものとなっていない。また、事業団掛金及び公租公課の滞納解消に向けた工程も示されておらず、措置命令以降、事業団掛金及び公租公課の滞納額は増大している。
- ・以上の事実から、必要な措置をとることを命じた、教育活動に支障が生じないよう学校の経営に必要な財産を備えたことが立証されていない。

(2) 予算、事業計画等

- ・役員及び評議員の選任後、令和3年度決算及び事業の実績の評議員会への報告並びに令和4年度予算等の作成等、法に定める必要な措置を行うことを命じたが、理事長が令和3年度決算及び事業実績を評議員会へ報告していない。
また、令和4年度予算等について、理事長が評議員会の意見を聴いておらず、理事会の議決もない状態で学校法人が運営されている。
- ・平成30年度から令和3年度までの事業報告書及び監事の監査報告書並びに令和3年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書(以下「財産目録等」という。)を令和4年9月5日までに作成し、法に定める期間まで事務所に備えて置く措置をとることを命じたが、令和3年度の事業報告書、監事の監査報告書並びに財産目録等が未作成であり、事務所に備え置かれていない。

3 措置命令の概略

(1) 措置命令違反

- ア 理事長が評議員会にあらかじめ意見を聴いた上で、理事会で決定した具体的かつ実績を反映した経営改善計画に補正し、提出すること。
- イ 上記アの進捗実績により、教育活動に支障が生じない学校経営に必要な財産を備え、継続的に適正な法人運営を確保できることを証する書類等を提出すること。
- ウ 令和3年度決算及び事業の実績の評議員会への報告並びに令和4年度の予算及び事業計画(以下「予算等」)の作成等、法に定める必要な行為を行うこと。
- エ 令和3年度の事業報告書及び監事の監査報告書並びに令和3年度の財産目録等を作成し、法に定める期間まで事務所に備え置くこと。

(2) 新たな生徒の募集停止等

- ・上記(1)ア、ウ、エに掲げた措置状況については、令和5年2月6日までに、また、上記(1)イに掲げた措置状況については、令和5年5月8日までに、スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課に提出又は報告すること。
- ・上記アによる書類の提出又は報告により、教育活動に支障が生じない学校経営に必要な財産を備えたこと及び法に定める必要な行為の執行状況を県において確認できるまでの間、新たな生徒の募集及び入学を停止すること。

<参考：今回の措置命令に係る指導経緯>

令和4年

(法人に対する指導)

- 7月8日 学校法人南陵学園あてに措置命令を発出
- 7月14日 行政指導(保護者等への説明、生徒への未払金の精算などを指導)
- 9月20日 現地調査(令和3年度 財務計算書類などの不存在を確認)
- 10月7日 行政指導(月例報告の不備を指摘し、実績の置き換えなどを指導)
- 10月28日 行政指導(令和3年度 決算書類などの補足資料の提出を指導)
- 11月9日 行政指導(令和3年度 決算書類などの補足資料の提出を指導)
- 11月17日 行政指導(令和3年度 決算書類などの補足資料の提出を指導)
- 11月25日 現地調査(経営改善計画の進捗状況を確認)
- 11月28日 行政指導(令和3年度 決算書類などの補足資料の提出を指導)
- 12月6日 現地調査(経営改善計画の進捗状況を理事長から直接確認)

(法人への弁明の機会付与)

- 12月 9日 弁明の機会の付与通知発出
- 12月19日 法人から弁明書の提出

(私立学校審議会への諮問)

- 12月26日 静岡県私立学校審議会から「相当と認める」との答申